

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第264号

令和2年6月25日

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第47号。以下「改正法」という。）が本年6月12日に公布され、本年7月2日から施行されることとなった。

改正法の趣旨及び概要は、別添「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）」（令和2年6月12日付け警察庁丙交企発第58号ほか）のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。